

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金～北海道民間職員退職共済制度掛金相当額を計上。

3. 重要な会計方針の変更

平成26年度から社会福祉法人会計基準に基づき会計処理を行っている。

4. 法人で採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職手当共済制度と民間退職共済制度

常勤職員について、独立行政法人 福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度と一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表
(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ①法人本部拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 様似福社会本部
 - ②特別養護老人ホーム様似ソビラ荘拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 特別養護老人ホーム様似ソビラ荘
 - イ 短期入所生活介護事業
 - ③様似デイサービスセンター拠点区分（社会福祉事業）
 - ア 様似デイサービスセンター
 - ④老人福祉寮拠点区分
 - ア 老人福祉寮エンルム荘（公益事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・建物	1,873,533,433	0	72,033,277	1,801,500,156
基本財産・特定預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,874,533,433	0	72,033,277	1,802,500,156

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
器具備品ギャッジベッドを除却したことに伴い、国庫補助金等特別積立金 1円を取崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産・建物	1,879,536,204	78,036,048	1,801,500,156
基本財産・特定預金	1,000,000	0	1,000,000
建物	3,456,000	90,540	3,365,460
構築物	47,939,796	4,716,607	43,223,189
車輛運搬具	26,298,916	13,194,553	13,104,363
器具及び備品	60,974,440	23,923,357	37,051,083
出資金	10,000	0	10,000
退職給付引当資産	24,195,145	0	24,195,145
修繕積立資産	1,000,000	0	1,000,000
合計	2,044,410,501	119,961,105	1,924,449,396

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	67,544,208	0	67,544,208
未収金	744,989		744,989
未収補助金	3,970,278	0	3,970,278
合計	72,259,475	0	72,259,475

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし